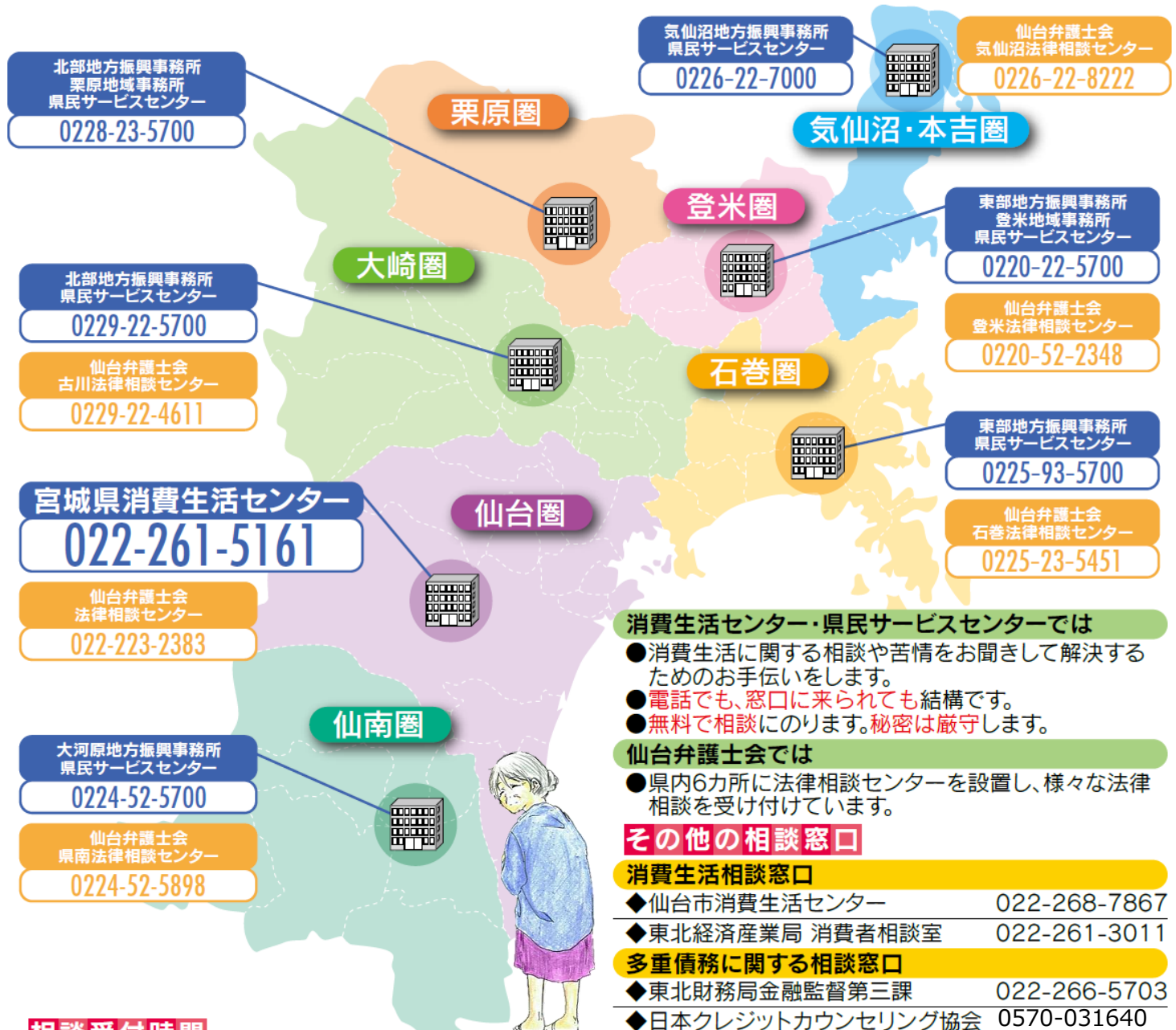


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

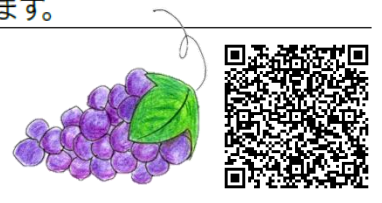
- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640

- 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口**
- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
 - ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、本情報誌のバックナンバーをご覧いただけます。
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



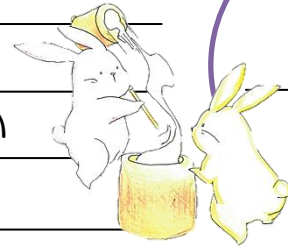
発行/宮城県消費生活センター

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆光回線やプロバイダの乗り換え契約は慎重に！
- ◆「プリペイドカード買ってきて」は詐欺です！
- ◆「最新スマホあげます」の表示にご注意ください
- ◆「くらしとお金のセミナー」が開催されます



2015
September
9 月号
第66号

光回線やプロバイダの乗り換え契約は慎重に！

電話勧誘による光回線やプロバイダの乗り換えに関するトラブルが後を絶ちません。通信契約は大変複雑です。契約する際は、業者の話をうのみにせず、よく確認して納得してから契約するようにしましょう。



「プロバイダ料金が安くなるので変更しないか」と電話勧誘を受け、遠隔操作で変更手続きをしてもらった。これまでのプロバイダに連絡したところ、新しいプロバイダは支払方法がコンビニ払いになるため手数料が発生し、結果として安くないことが分かった。クーリング・オフできないか？

電話で「インターネット料金が今より安くなるので乗り換えないか」と進められ、光回線とプロバイダを乗り換えた。その後、契約書が届き電話番号が変わることが分かった。電話番号が変わるなら乗り換えるつもりはなかったので解約したい。



★アドバイス★

- 電話勧誘であっても、通信の契約にはクーリング・オフ制度はありません！
- 通信契約は大変複雑で、電話口のみで内容を理解することは大変困難です。パンフレットを取り寄せたり、自分で調べたりしてよく考えてから契約するようにしましょう！
- 契約について不安なことがあったり、トラブルに巻き込まれてしまった時は、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう！



「プリペイドカード買ってきて」は詐欺です！

皆さんはプリペイドカード（以下、プリカ）をご存じですか？プリカとは、前払いした分だけ使用できるカードのことです。最近ではカード自体にお金の価値が記録されている従来型の他に、カード発行会社のサーバーで管理されているサーバー型というタイプがあります。

☆従来型とサーバー型の違い☆

	従来型	サーバー型
具体例	図書カード、バスカード、Quoカードなど	iTunesカード、Amazonギフト券など
管理方法	カード自体に価値が記録されている	カード発行会社のサーバーに記録されている
使用方法	店舗などで専用の端末にカードを通して使用	カードに記載された番号などをインターネット上で入力して使用



以上のようにサーバー型のプリカは、**カード自体が手元になくても、そのカードに記載された番号等さえあれば使用できます**。したがって、カードに記載された番号等を相手に伝えるということは、購入した価値を全て相手に渡すことと同じです。

最近、サーバー型プリカを不正に取得しようとする詐欺業者とのトラブルが寄せられています。

こんな相談が寄せられています

「総合情報サイトの利用料が未納のため起訴する」とそのサイトの顧問弁護士からメールが届き、間違えて何かに登録したのではないかと思い、相手に返信した。その弁護士に、「一時的に金銭を負担すればサイトと交渉して訴訟を取り下げる」と言われ、5日間にわたり相手の指示通り、コンビニでプリカを購入し、記載されている番号とそのプリカの写真を相手にメールした。また、成人じゃないと受任できないとのことで運転免許証も同様にメールした。しかし、その後何度も請求があり不審に思い支払うのをやめているが、どうしたらいいか？



★アドバイス★

- 覚えのない請求等がきた際は、相手に問い合わせるのではなく、まず消費生活相談窓口にご相談しましょう！**
- 他人から言われてプリペイドカードを購入したり、カード番号等を伝えたいしてはいけません！**
- プリペイドカード番号等を伝えてトラブルとなった場合は、早急にプリペイドカードの発行会社に連絡するようにしましょう！
- 不安に思ったりトラブルにあった場合は、**すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう！**

**1人で悩まず
相談しましょう**



「最新スマホあげます」の表示にご注意ください

皆さんはネットサーフィンをしていて、突然「当選しました！」といった表示が現れたことはありませんか？最近消費生活センターには、その表示に乗せられて個人情報を流出してしまったといった相談が寄せられています。



スマホをいじっていたら「次世代スマホのテストユーザーに選ばれました」という画面が現れたのでタップしてみた。アンケートに回答すると、スマホの送料1ドルだけで最新スマホがもらえるとのことだったので、名前・住所・メールアドレス・クレジットカード番号を入力してアンケートに回答した。その後、自動配信の英文メールが届いた。翻訳ソフトを使って読んでみると、スマホが当たったのではなく、有料サイト（5日間無料。6日目から月額5,000円）の会員になるようにという内容だった。不審に思い調べてみると、フィッシング詐欺に遭ったことが分かった。

<フィッシング詐欺とは>

実在する銀行やクレジットカード会社、ショッピングサイトなどになりすまして、広告やメールなどで偽サイトに誘導し、そこで入力された個人情報を搾取する詐欺です。

被害に遭わないためのポイント

- **うまい話はありません！** あやしい表示や広告、メールなどは無視しましょう！
- **フィッシング対策のアプリやソフトウェアを活用** しましょう！100パーセントではありませんが危険なサイトにアクセスした時に警告が表示されます。また、OSやセキュリティ対策ソフトやアプリはしっかり更新し、**常に最新状態**を保ちましょう！
- 被害に気がついたらすぐにお住まいの地域の消費生活相談窓口や警察に相談しましょう！

「くらしとお金のセミナー」が開催されます



日本FP協会 宮城支部・東北財務局

くらしとお金のセミナー & 無料相談会

開催日 2015年9月20日(日)

会場: TBCハウジングステーション仙台駅東口センターハウス2F(仙台市宮城野区榴岡3丁目1-25)

くらしとお金のセミナー(定員15名、参加無料)

開催時間 13:30~14:30

テーマ1: 自転車事故から子どもを守る! ~道路交法改正と個人賠償責任保険~ 【講師】日本FP協会
テーマ2: 国の予算って、私たちの生活設計にどう影響するの? 【講師】東北財務局

FPによる無料相談会(事前予約必要、各回1組・相談時間50分)

① 10:30~11:20 ② 11:30~12:20 ③ 12:30~13:20 ④ 14:30~15:20
ライフプラン、年金、教育資金、住宅ローン、資産形成、相続のこと...何でもお気軽にご相談下さい。

お問い合わせ

日本FP協会宮城支部 TEL 0120-874-251 10:00~17:00(月~金)